

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、令和6年3月8日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

## 専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 相手方 滋賀県長浜市列見町

個人情報保護に関する法律第69条の規定により、住所の番地および氏名は掲載していません。

- 2 事件名 スクールバス接触事故

- 3 事件の概要

令和5年6月2日午前8時05分頃、米原市池下地先の市道砂田亀池線において、走行中のスクールバスが山東幼稚園駐車場へ進入しようとして右折ウインカーを出して減速し、右折しようとしたところ、後方を走行していた上記相手方が運転する車両がスクールバスを追い越そうとした際に、スクールバスと相手方の車両が接触し、スクールバスは右前部を、相手方の車両は左側部を破損した。

- 4 損害賠償の額

金208,054円とする。

令和6年3月8日

米原市長 平尾道雄